

寝屋川市グランマイスター倶楽部事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育施設及び介護事業所等（以下「事業所等」という。）の慢性的な人材不足及びシニア層（概ね55歳以上）の健康増進を目的とするグランマイスター倶楽部事業を実施するにあたり、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第29条に基づく無料職業紹介等を行うために必要な事項を定める。

（名称及び所在地）

第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 寝屋川市グランマイスター倶楽部（以下「マイスター倶楽部」とする。）

所在地 寝屋川市池田西町24番5号

福祉部高齢介護室内

（事業内容等）

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保育及び介護に関する業務への関心を高めるための広報
- (2) 職業安定法上の無料職業紹介
- (3) 事業所等に新たに就職を希望する無資格者（以下「求職者」という。）への就職に関する相談及び支援
- (4) 求職者への就職先の紹介及び事業所等との調整
- (5) その他前各号に掲げる事業を実施するために必要な事業

2 マイスター倶楽部事業において取り扱う求人について、その雇用形態は問わないものとする。

（求人の申込方法等）

第4条 マイスター倶楽部事業を活用して求人を希望する市内の事業所等の管理者（以下「求人者」という。）は、求人票兼労働条件明示書（様式第1号）を作成又は様式第1号と同内容のデジタルデータフォームを入力のうえ、随時、マ

イスター倶楽部へ提出することで求人者の申込を行うものとする。なお、求人者が申し込むにあたり、マイスター倶楽部は職業安定法第 29 条の 4 の規定により、別に定める寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）の業務運営に関する規程（以下「業務運営規程」という。）及び寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）個人情報適正管理規程（以下「個人情報管理規程」という。）を求人者に明示しなければならない。

- 2 マイスター倶楽部は、前項の申し込みに対し、その内容が法令等に違反する場合、又は賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合には受理しない。
- 3 保育施設は、マイスター倶楽部事業を活用して求人を希望する場合には、寝屋川市保育士・保育所支援センター事業実施要綱に基づく、求人票をもって求人の届出を行うことができる。

（求職登録の申込方法等）

第 5 条 求職者は、求職者登録申込書（様式第 2 号）を作成又は様式第 2 号と同一内容のデジタルデータフォームを入力の上、その申し込みや相談については、マイスター倶楽部があらかじめ定めた相談日に直接来所の上、面談中を行うことを原則とする。なお、求職者が申し込むにあたり、マイスター倶楽部は職業安定法第 29 条の 4 の規定により、業務運営規程及び個人情報管理規程を求職者に明示しなければならない。

（紹介方法等）

第 6 条 マイスター倶楽部は、事業所等の労働条件と求職者の希望条件が可能な限り折り合いがつくよう、求職者、求人者双方と必要な折衝又は調整を行う。

- 2 マイスター倶楽部は、職業紹介を行うにあたり、職業安定法第 5 条の 3 の規定により求職者に対し、従事する予定の業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ様式第 1 号等により明示する。
- 3 マイスター倶楽部は、紹介を決定した際は、求人者に対して求職者との面談日等を調整の上、求職者に様式第 1 号及び第 2 号の写し並びに紹介状（様式第 3 号）を発行する。なお、マイスター倶楽部は労働争議に対する中立の立場

をとるため、同盟罷業等が行われている事業所等へは求職者の紹介を行わない。

4 前項による紹介状受け取った求職者は、求人者との面接時に紹介状を提出する。

5 紹介の結果については、求人者及び求職者双方からマイスター倶楽部へ報告を義務付けるものとする。なお、求人者からの報告については選考結果通知（様式第4号）を使用するものとする。

（登録情報の管理等）

第7条 第4条から第6条の過程でマイスター倶楽部が得る登録情報等の管理については、求人管理簿（様式第5号）及び求職管理簿（様式第6号）にて行う。

2 求人者又は求職者が、次のいずれかに該当する場合は、前項の管理簿について登録情報の更新作業を随時行い、以後、紹介を行わないものとする。

- (1) 本事業による採用が決定したとき
- (2) 様式第1号又は第2号に記載する有効期限が過ぎたとき
- (3) 求人者又は求職者から、申し込みに係る取消しの届け出があったとき
- (4) 登録後、半年以上求人者又は求職者と連絡が取れないとき
- (5) その他、不適格と認められる事実を確認したとき
- (6) マイスター倶楽部事業を終了するとき

3 求人者は本事業以外の手法により採用決定を行い、あらかじめ申し出た採用予定人員に変更が生じた場合には、速やかにマイスター倶楽部へ求人申し込みの変更又は取消を届け出なければならない。

（相談対応）

第8条 マイスター倶楽部は、第3条第1項の規定に基づく相談対応についても、あらかじめ定めた相談日に該当者が直接来所のうえ、面談により行うことを原則とし、相談内容については相談記録表（様式第7号）に記録して管理するものとする。

2 前項の相談内容が、労働関係法令等に抵触し、事業所等側への指導等が必要と見込まれる場合には、速やかに庁内関係課及び関係機関へ引き継ぎ等の対応を行う。

(その他)

第9条 本事業は、求人及び求職登録の申し込みにより、紹介・就労を約束するものではない。

2 マイスター倶楽部は、本事業に係る求職者又は事業所等からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。ただし、紹介後の事業所等の労働条件などについて、当事者間で問題が生じた場合、マイスター倶楽部はその責任を負わない。

(事業開始日)

第10条 本事業の開始日は、大阪労働局においてマイスター倶楽部の職業紹介事業の届出が受理された日とする。

(委任)

第11条 前条に定めるもののほか、様式及び本事業の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。